

医療従事者の子どもの保育施設入所の

優先的取扱いを実施します

—新型コロナウイルス感染症対応を行う医療従事者を支援—

堺市では、今後のワクチン接種の動向も見据え、医療従事者の職場復帰や潜在医療従事者の復職を円滑化し、新型コロナウイルス感染症にかかる医療体制の確保を支援するため、当該感染症の対応に携わる医療従事者の子どもの保育施設の優先的な利用調整を始めます。

※必ず第1希望の施設に入所できるわけではありません。

対象者

新型コロナウイルス感染症に対応する①～③のいずれかに該当し、利用を希望する月中に月64時間以上の就労を開始する（復職する）場合

対象医療機関	対象職種
①陽性者受入機関※1 (医療機関・療養施設)	医師、看護師※2、その他当該感染症の対応に携わる医療職
②①以外の医療機関	医師、看護師※2
③保健所等	保健師、その他当該感染症の保健所業務に携わる医療職

※1 陽性者受入機関に該当するかどうかは勤務先の医療機関にご確認ください。

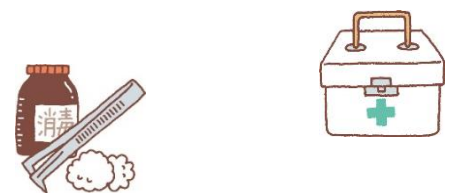
※2 准看護師を含む

申請方法

上記に該当する場合は、申請書類に加え、「優先利用調整申請書兼就労証明書」を提出してください。

申請先

利用を希望する施設の所在区子育て支援課



実施期間

令和3年5月1日入所調整分～令和5年3月1日入所調整分

※申込みは利用希望月の前月10日（閉庁日の場合、前閉庁日）が締切です。



詳細はこちら



【問合せ先】

堺市 子ども青少年局 子育て支援部 幼保推進課

TEL：072-228-7173